

櫛ヶ浜神社考

会員 竹島美雅

はじめに

櫛ヶ浜神社が天保二年現在地（櫛ヶ浜西本町と中町の境）に再建されてから平成二年で百五〇年目になる。これを機会に私は「櫛ヶ浜神社私考・弁才天若宮社から八王子社へ」なる小冊子を作り、祭礼費芳志の方々に配った。又その要旨を平成二年二月一〇日の例会で発表した。

この考察にあたり、「地下上申」・「風土注進案」と現況をつなぐ不可欠の資料となつたのが、櫛ヶ浜神社の神主でもあり、私の郷土史研究の師である神本先生からお借りした「都濃郡宰判久米村神祠堂庵資料」（昭和四五年）（以下

「神本家文書」と略記）であった。その後、櫛ヶ浜村井家に「八王子神社記」が遺されていることを知り、これにより、さらに私の考察を充実することができた。これらを基にして、関連する研究文献などをたよりに、私の「櫛ヶ浜神社記」を発表したい。

最初に、櫛ヶ浜が誇りとする学者、村井来山の「八王子神社記」（安政二年六月）（以下「神社記」と略記）を紹介したい。

字数約千三百に及ぶ漢文で、最初に神社の由緒、続いて櫛ヶ浜の地勢・村政・人口・商工業・海運・農業・漁業・町並み・風俗、最後に「神社記」起草の理由について記されている。

最初の部分を原文と意訳文、最後の部分を意訳文で紹介する。

(1) 神社の由緒書の部分

原文（二〇字・六七行の内 一二行分）

「八王子社者。周都濃郡櫛浜。村中之守護神也。故有客人社及猿田彦鷦等祠。天保九年。防長邦内。毀淫祠之令。其嚴乎。當此之時。非其鬼。而出於度外者。皆被

毀矣。社祠。則非所謂淫者也。以其出於度外。亦在毀中。於是。祝史某迎神。移自同郡長穗。蓋其垂跡。詳於古典。而係于官籍者也。爾後。每祀以故社祠配焉。仍舊貫非敢所改也。今也。某甲等修拓之。新建石華表。盤石燈籠。置石刻高麗狗。於左右。且築石階。壇垣環焉。各刻名于礎。先是。以六月十七日為祭日。後改為十二日。是為今神之故也。神之出。前有旂旒。後有兵仗。周遊里巷。至于阡陌。蓋為圓境祈福祥也（以下略）

原文を意訳すると次のようになる。

八王子社は、周防国都濃郡櫛ヶ浜村全体の守護神である。その昔、客人社及び猿田彦・鷦などの祠があつた（櫛ヶ浜には七祭り半あつたといい伝えられている）。天保九年、防長両国において淫祠解除の令が出され、厳しく実行された。淫祠（由緒のない小祠小庵）でなくとも、藩の根帳（元禄年間調査の台帳）に載っていないものは、總て取り壊されることになった。このため、社家某（久米天神社神本氏）が藩の根帳にも載つており、由緒も正しい神様、八王子神を、長穂村から迎えた。

その後も、毎年のお祭は、元の神社のしきたりで行われ、敢えてこれを改めようとしなかった。（天保一二年）有志の者が相談して、社を大きく立て替え、鳥居・石灯籠・狛

犬・石段・玉垣を新築し、銘々の名前を刻んだ。以前は、六月一七日（安芸宮島町（以下同じ）嚴島神社祭日）を祭日としていたが、後に今の神社の祭日六月一二日に改めた。御神幸の時は、旗・轍が先に立ち、神鉾・御弓・太刀などが後に続いて、町中を回り、田の畦道までに及んだ。村中の福祥を祈るためである。

(2) 「神社記」起草の理由の部分

近年風俗が驕奢華靡となり、建物も豪華となつた。二階、三階の建物も出来た。男は頭巾を被り、靴下・靴をはき、鮫函・樋具を持ち（派手な身なりのことであろう）、女は派手に着飾り、美しい簪をつけている。漁師でさえ、優柔な遊びに耽り、酒を飲んで、贅沢な暮しをしている。

この様な暮しぶりで、この十数年来財産を使い果たした。これに加えて、昨秋は、害虫が発生して農作物を食い荒らした。今春は、長雨が続いて麦を痛めた。その上、日照り・大風雨・雹・雷などの異常気象で、農作物の収穫は殆ど無かった。漁場には魚が少なく、網を入れても取れなかつた。商売は不振となり、物価は跳ね上がつた。使い果たしても何とかなるだろうと思う者は多い。しかし、この様なことでは、どの様にしても、凍え飢えることから逃れることは出来ない。

恭僕は受益の本であり、驕奢は招損の道である。邪がはびこれば、神様はこれを見て罰をあたえる。謙讓であれば、神様はこれを助ける。禍福は、人の生き方によつて決まる。夏の例祭に当たり、ご神輿を新しく造り、ご神幸を昔より数倍盛大にして、神様にお祈りしたならば、ご利益があるであろう。

神慮は計り知ることが出来ない。そのために朝晩拝むのである。

安政二年乙卯夏（一八五五）

三丘後学 来山村井純良甫選

（註 後学 学者が自分のことをいう語）

備考 来山村井正純良甫

通称は嘉右衛門、諱は正純、号は来山。豪商村井喜右衛門（寛政一年長崎に於いてオランダ沈船を引き揚げた）の孫、父正豊の時宍戸家家臣となつた。来山は学を好み、家を顧みることが少なかつた。萩の明倫館に学ぶこと九年、三丘徳修館では山田北海・勢一尚古に学び、長崎に遊学、更に江戸東条一堂に師事すること三年、徳修館三代目館長となつた。安政三年一二月晦日没す。四八才。

二、櫛ヶ浜神社考（本誌P.41櫛ヶ浜要図参照）

本稿の説明の便宜のため、まず参考事項の年表を掲げる。

参考事項年表 • 印は以下の本文に関連事項

元和七年（一六七一）一二月

徳山藩領地替により櫛ヶ浜は本藩領（寛永二年宍戸家知行地）となる。

• 櫛ヶ浜住民の祭神「弁才天社」は、弁才天山と共に、徳山領となつた。
…と設定された。

正徳五年（一七一六）六月

本藩領久米村と徳山領の境界において万役山事件発生。

同 六年（一七一七）四月

徳山藩主元次公の本藩に対する強硬な態度が咎められて、徳山藩改易。享保四年再興。

• 元次公が徳山領内の「弁才天社」の櫛ヶ浜側からの再建を拒否したため、櫛ヶ浜住民は櫛ヶ浜磯端に「弁才天若宮社」を建立した。

天保二年（一八三二）七月

天保一揆発生、一月鎮静。

同 三年（一八三三）四月

• 「客神社（弁才天）」に於いて殿様祭執行さる。

同 六年五月

寺社の新作事を禁止。

同 八年

寺社境内、往還端その他の小祠小庵石佛類文化年間改めの根帳に基づき建増の分の取除きを発令。

同 九年八月

長州藩天保改革開始・村田清風を登用。両国内の淫祠千余宇を毀つ。

同 一年九月

改革令発令、具体的の実施過程に入る。

同 一二年一月

「防長風土注進案」の作成を発令。

同 六月

・「弁才天社」再建。鳥居・玉垣・灯笼・狛犬等造営。

同 一三年七月

淫祠解除開始、清風の發案による。

元禄年間調査による根帳に登録されていないものの解除。(弘化元年一月迄に二三一、一七六の淫祠が解除された)

同 九月

寺社所より発令、実施期限一二月迄。難行のため天保一四年三月に延期。

同 暮頃か

・櫛ヶ浜浦「注進案」提出。

同 一二月

寺社奉行引社・引寺を提示。

同 一四年九月

・「八王子神社」引社願書提出・同年許可。

明治三年

・神社名統一令により「櫛ヶ浜神社」と改名。

(一) 「弁才天若宮社」の誕生

「地下上申」の次の記載により、「弁才天若宮社」の誕生の事情を知ることができる。

「弁才天若宮社 壱ヶ所 磯端ニ有

右弁才天社徳山御領大島山と申山之内弁才天之社御座候、往古より櫛浜二祭事仕候、就夫社領三斗御除御座候、彼社就絶破、櫛浜より再建立仕筈ニて堂切組相成候処ニ、飛驒守(毛利元次)様御神功ニ付徳山より御建立可被成と之儀ニテ御支リニ付櫛浜え勧請仕、右之堂櫛浜え建、夫より若宮と申伝候事」

意訳すると

徳山領大島山と言う(栗屋村小踏弁才天山)山の内に弁才天社がありました。この弁才天社の祭は、昔から櫛ヶ浜

の者が行つて来ました。その為三斗分の社領がありました。この社の堂宇が絶破したので、櫛ヶ浜側が再建しようとして、再建材料の切組を完了し、組立ての段階になつたとき、徳山第三代藩主元次公から、この社は御神功（神のはたらき）があるから、徳山側が建立するからとの御支りがありました。

その為、櫛ヶ浜側の者は、新たに弁才天を勧請し、先に準備した材料を使って、櫛ヶ浜に、弁才天社を建立しました。これを「弁才天若宮」と言い伝えております、となる。

弁才天山は、櫛ヶ浜側の海に突出した小さな山である。山の端の海（現在は埋立地公園の中心）に天女岩・一名夫婦岩という伊勢の二見ヶ浦の夫婦岩に匹敵する二つの巨岩がある。

この山の「弁才天社」は、弁才天の化身と言われるこの岩を依代（よりしろ）として、櫛ヶ浜住民が嚴島神社（弁才天）から勧請して、櫛ヶ浜の祭神としたものと考えられる。

この「弁才天社」は、元和七年の領地替のとき、徳山領内となつたが、お祭は引き続き櫛ヶ浜の住民が行つて來た。そのために社宇が大破したとき、当然櫛ヶ浜側から再建すべきものとして建築材料を準備した。

しかしながら組立ての段階になつて元次公からストップがかかった。櫛ヶ浜住民のショックは言い知れぬものであつたろう。當時どの様な小さな浦にでも、弁才天社とえびす様はあつた筈である。海に生きる櫛ヶ浜住民にとって、祭るべき「弁才天社」がなくなることは一大事である。こうした経緯ののち弁才天山の「弁才天社」再建のために準備した材料をもつて、建立した弁才天が櫛ヶ浜の「弁才天若宮社」である。

建立の場所は磯端である。「弁才天社」が水際にあるのは当然（日本五大弁才天の祭場は共通して水際にある）であるし、拒否された「弁才天社」のすぐ近くに建立することは考えられないから、この場合は磯はしと読むべきであろう。「若宮社」は磯の西端、今の「櫛ヶ浜神社」の宮の馬場の先の磯の辺りに建立されたと考えられる。

例の万役山事件にみられるような、元次公の本藩領民に対する厳しい方針から「弁才天若宮社」は誕生したのである。

(二) 天保三年「客神社」に於いて「殿様祭」執行

次の「神本家文書」により、「客神社（弁才天）」に於いて「殿様祭」が行われたことがわかる。

覺
(客神社)

參語

客神社御拝二宍戸様御紋入候提燈一張

神器箱送り夫 小触 与太郎也

これを要約すると、

天保三千辰四月廿二日櫛ヶ浜浦磯村甚左衛門と申人參り申候ハ
領主三ツ尾江御廟参ニ付而ハ御武運長久の御祈禱差上候様ニと御内授も有之候故、客
庄屋中山左一兵衛代勤と相見ヘ申候此度御

神社において御執行御頼申上度段問合仕候
廿三日朝御神器箱文左衛門取りニ参り主
計召連れ庄屋中山左二兵衛宅へ参り茶漬相
認客神社ニ而御祈祷仕候、三ツ尾へ差出候
御礼守ハ左ニ控有之

天保三年四月二三日櫛ヶ浜浦から庄屋の代理人が来て申すには、この度御領主様が三丘の御廟に参詣されるから、各地元に於いても、御武運長久の御祈祷を差し上げる様にとの通知があつたから、客神社に於いて御祈祷を取り行う様にお頼みしますとのことであった。このため、一三日客神社に於いて、御祈祷を行つた。社参者は、正装をした村役人五人と地下人老若一、三十人であつた、となる。

この様な祭を「穀業祭」といふ、前年の天保十二

御社備物御神酒式々、神供五ツ御幣一本、
神勤三座執行、昼二座、夕飯後一座、夜
九ツ時罷帰り候

社參者 宮戸御役付

村井市左衛門上下にて

庄屋 中山左一兵衛上下にて

浜田七左衛門上下にて

煙草屋助五郎袴計り

今津屋幸左衛門榜計り

其外地下中式參拾人老少共二

「」の様な祭を「殿様祭」といい、前年の天保大一揆の鎮に当つても各地で行われた。「周長乱実記」に「大君ヨ御家来ニハ百石ニ付百目、町人百姓ニハ残ラズ七合五勺、五才以下五合ヲ賜リ、御国中一統御配当相成、誠ニ有難事ニヤ、諸郡殿様祭興行ス」とある。筆者の家の記録に、「天保三年四月一日御発（萩）ニテ、同三日八ツ時御藏元（三丘）御着相成候事

元(三丘)御着相成候事
「天保三年四月一日御発(萩)ニテ、同三日八ツ時御藏
事ニヤ、諸郡殿様祭興行ス」とある。筆者の家の記録に、
御家来ニハ百石ニ付百目、町人百姓ニハ残ラズ七合五勺、
五才以下五合ヲ賜リ、御国中一統御配当相成、誠ニ有難

元(三丘) 御着相成候事

(中略) 御在郷被遊候二付、御家来中御悦之御酒頂戴

被仰付候ニ付、御酒料として御家老中銀八匁（中略）

地下人百姓中一庄屋二付、四斗樽一打宛頂戴被仰候事

とある。これを「神本家文書」と合わせると、「客神社」に於いても「殿様祭」が行なわれたことがわかる。

「客神社」とは、神道辞典によれば、

イ、本位の神に対する客位の神の称。

ロ、新たに他所から迎えて客神と崇め祀つたものなどである。厳島神社に於いては、八王神（後述）の内、三女神（その一つ市杵島姫命が弁才天として信仰された）は本社に、五男神は「客神社」（まるうど）に祀られていて前記のイ、に該当する。櫛ヶ浜の「弁才天若宮社」は、「久米天神社」からみても、櫛ヶ浜側からみても、ロ、に該当する。

櫛ヶ浜には、古くから「えびすの社」があつて、「山口

県神社誌」によると天和三年（一六八三）「櫛ヶ浜の漁民大職喜兵願主となり、出雲国三保崎より勧請」した社である。

「地下上申」にも「惠美須堂一ヶ所あり」「寺社由来」

にも「居守天神末社」とある。この社より後から出来た

「客神社」が、櫛ヶ浜を代表する神社となつた理由の一つは、「えびすの社」が、徳山領の「居守天神社」の末社であつた為であろう。

なおこの東の「えびすの社」は、後に創建された西の「えびすの社」と昭和四六年別の場所に合祀された。

(三) 「弁才天社」の移転拡張再建立と解除された祠

（淫祠解除令に対する対策 その一）

現在は「櫛ヶ浜神社」と言われるこの社は、鳥居・玉垣・

狛犬・灯籠などに刻まれている日付から、天保二年六月吉日に、今の姿に建立されたことがわかる（残念乍ら社殿及び御神輿等は昭和五三年三月一七日子供の火遊びで焼失した）。（写真1）

住民は何故、長州藩の天保改革が具体的な実施段階に入ったこの時期に、藩の方針に逆らつてまでも（前出年表参照）新たに社を建立しようとしたのであろうか。

(1) 再建の理由

この度の淫祠解除では、淫祠は

イ、寺社境内、往還端にある由緒のない小祠小庵

ロ、元禄年間の調査による藩の根帳に登録されていな

いもの

とされた。

再建前の「弁才天若宮社」は、そのままでは淫祠に該当する。イ、の条件から逃れるために、社を浜辺から市中の心部に（建立者の住居の位置から判断しても）に移し、し

かも規模を拡張して（社域約七m×二〇m、周囲練壁）建立し、鳥居から直に海にいたる宮の馬場（約七m×二〇m）を建設した。

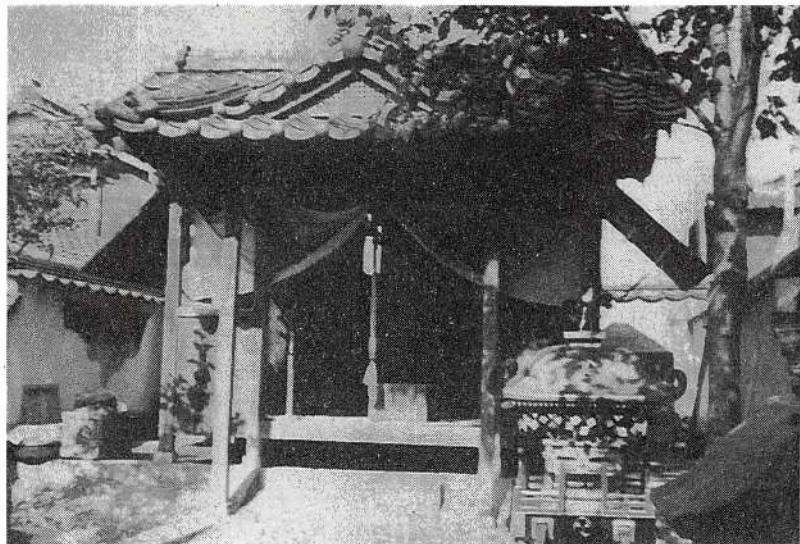


写真1 焼失前の櫛ヶ浜神社

(2) 解除された祠

境内に由来不明の祠が四基安置してある。

イ、完全な形の石祠 一基 高さ 一・五m

(写真2)

ロ、分解石祠

一基

イ、と同じ大きさと推測される。(写真3)

ハ、小型石祠

二基

イ、とロ、はその据付けの位置から考えて、再建当時に狛犬・灯籠等と同時に据付けられたものと推定される。

前記の「神社記」によると、猿田彦、鷦等の祠が解除されたとあるから、その何かに該当するものであろう。特にロ、は狛犬と灯籠の中間に置かれている。解除すべきものは、解除したとの意思表示であろう。

(3) 奉納者

石造物の刻名・子孫の言い伝えとその考証によると次の通りである。

鳥	村井市左衛門	(宍戸御役付)
玉垣	濱田萬五郎	(庄屋)
同	小林助五郎	(年寄)
狛犬	濱田壹助	
右	山本勘左衛門	
左		
浜田萬藏		

写真2
解除された祠
イ

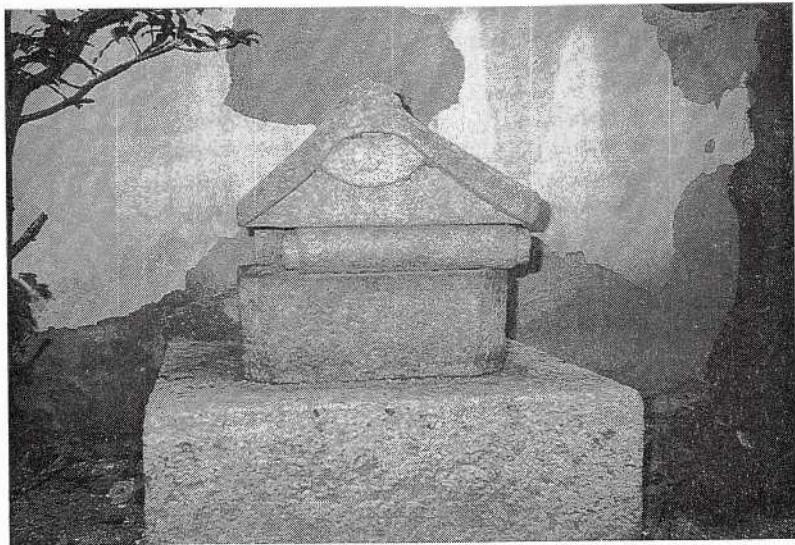
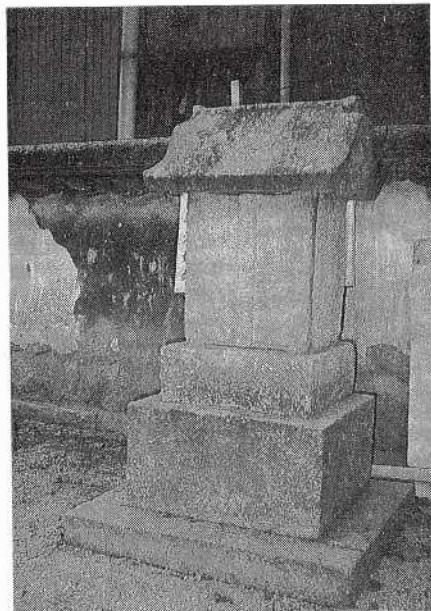


写真3 解除された祠 口

同 左 村井五良右衛門 富永善作

灯籠 右 山本瀬兵衛

同 左 田村桂仙 (久米村医者)

練 塙 不明

社殿 (焼失) 不明 浜部常吉 (油屋) か

宮の馬場 不明 浜部常吉か

備考 淫祠解除

淫祠とは、公の立場からみて祀つてはならない邪神を祀つた小祠という意味であるが、天保改革の一施策であ

る淫祠解除令では、「元禄年間の調査による藩の根帳に登録されていない防長両国内の社寺堂石祠石仏を調査し、

由緒のない淫祠」を廢除することとされた。理由は、

「近年無許可の淫祠が夥しく増加し、誠に不届きなこと

である。これは淫祠の抱え主が寄付や施物を得ようとして、怪しげな迷信を触れ歩き、愚かな者どもを狂惑せしめるからである。このようなことは農民の耕作の妨げともなり、国政を妨げる基である。」とされた。

因みに、水戸黄門・徳川光圀も約三百年前に淫祠解除を行っている。「領内の神社、仏閣の由緒や僧尼の素行などを調査し、怪しげな淫祠三千百程を取り壊し、新寺などを潰し、無学破戒の僧三百四十四人を俗人にかえら

せた」(大石慎三郎「徳川吉宗とその時代」)。

(四) 「風土注進案」の「客人弁才天」について

(淫祠解除令に対する対策 その二)

櫛ヶ浜の「風土注進案」は、その文中に「天保十三年分四年始めに作成されたと思われるが、記載に次の文があり不可解な点がある。

「一客人弁才天
壹ヶ所

祭月 六月九日

但梁行九尺桁行式間瓦葺、市中ニ有之、御給主様より高三石御除有之候事

(神社の記載は一社だけである)

疑問とする点は、次の四点である。

イ、祭月 六月九日は「えびす社」の祭日

(「弁才天社」は六月一七日)

ロ、社殿場所 市中は「弁才天社」の場所

(「えびす社」は東の浜辺)

ハ、社人 古本左仲は「えびす社」の社人・徳

山領栗屋の居守天神の社人

(「弁才天社」の神主は神本河内

〔久米天神〕の神主で現在迄続いている)

二、「えびす社」の記載がない。

〔地下上申〕に「恵美須堂壇ヶ所」と記載されており。「蛭子神社」として現存。これら四点は要するに、「えびす社」(前記参照)を「客人弁才天弁才天」の一部とし、「えびす社」の実態を「客人弁才天」にすり替えたということになる。

では何故このようなことにしたのであるうか。

前記の通り「えびす社」は元禄以前の天和三年に建立されている。これが認められれば、前項にあげた淫祠解除の一つの条件元禄以後の社から逃れることができる。そのための窮余の策であったと思われる。

イ、巖島神社の「末社 門客神社」

巖島神社の舞台が大鳥居側に突き出た所に「末社 門客神社」がある。俚人これを「沖の恵美須」と言い伝えている(巖島神社発行「伊都岐島」)。口、戸田の「宮島様」

桜田神社の宮の馬場が旧道に突き当たった角に、「宮島様」がある。鳥居・玉垣で囲まれた池の中に柱を建てて祭られている。

この社は、「御国廻行程記絵図」には「弁才天」とあるが、祠の中には何故か「恵比寿様」が安置されている(戸田地区コミュニティ推進協議会説明板)。

備考 淫祠解除と「風土注進案」との関連

「風土注進案」記載の寺社堂庵の調査はほぼ淫祠解除政策と並行して行われた。各村々の「風土注進案」成稿の時期と淫祠解除進捗状況との関係で「風土注進案」の記載様式はさまざまである。

(五) 「八王子社」の引社 天保一四年

前二項目で、櫛ヶ浜の淫祠解除対抗策を見てきた。当然各地でもこの様なことがおこなわれ、藩の淫祠解除政策は難航した。促進策として藩は天保一三年一二月引社・引寺という方法を提示した。

引社とは、「淫祠解除の結果、根帳入神社が一つも無くなる村で神社が必要と認められた村には、他村から根帳入神社の靈を引き移す」ことである。

櫛ヶ浜住民の努力の甲斐もなく「客人弁才天社」は、由

緒ある社とは認められなかつた。そのため村役人は、神主の神本河内（「久米天神」の神主）に引社のことを頼んだ。神本河内神主は、長穂村の「八王子社」を選び、先方の神主の承諾を得た。天保一四年九月村役人は神本神主に頼んで引社の申請書を藩役所に提出し、同年「八王子社」引社の許可を得た。

以上の経過は、「神本家文書」の内「八王子社引社願並沙汰書御願上候事」によつて知ることができる。この文書を意訳すると次の通りである。

八王子引社許可申請の件

長穂村字別分（べっぷん）にある御根帳登録の社

一 八王子社 壱宇 神主藤本求馬之祐抱従来からある
客神社の差図面

神殿桁行三間、梁行九尺坪数三坪、神主神本河内抱

分

前書の八王子社を引社することの許可願い

この度、淫祠について検討されましたところ、都濃郡

御宰判宍戸孫四郎殿の知行所櫛ヶ浜浦にある客神社は、

御根帳に登録されていないので、解除せよとの通知を受けました。

然し乍ら、櫛ヶ浜浦には別に神社もありません。客神

社を解除しますと、大概の者が漁業を專業とし、石高三二八石七斗余、人家数三三五軒の処柄で、氏神徳山領遠石八幡宮へは二〇丁余もありますので、住民が参拝するにも、又領主様の武運長久の祈祷を致しますにも容易なことではなくなります。

そこで、前書の八王子社を長穂村から櫛ヶ浜浦へ貰い請けることを、先方の神職藤本氏とよく相談しまして、承知して貰いました。この様な次第ですから、引社の件を是非ご許可下さいますようお願い申し上げます。

ご許可になりましたら、前書の図面の客神社の跡へ、八王子社をお祀りし、信仰したいと存じます。神主は、久米村岡野天満宮神主神本河内抱に致したく、神主共々お願い申し上げます。住民一同挙つてご許可下さいますようお願い申し上げます。

天保一四年九月

櫛ヶ浜浦給庄屋

浜田万五郎印

同浦年寄

小林助五郎印

(1) 何故「八王子社」が選ばれたか

八王子とは天照大御神が須佐之男命と誓約された時に生

まれた次に記す三女神と五男神である。誓約は「うけひ」と読み、神意によつて吉凶白黒を判断する信仰行事のこと、アマテラスオオカミの弟スサノオノミコトが高天原に赴き、そこで清明心を誓つてオオミカミと誓約した時にうまれた王子である（神道辞典・古語辞典）。

三女神

市杵島姫命

いちきしまひめのみこと

多紀理姫命

たぎりひめのみこと

多紀津姫命

たぎつひめのみこと

五男神

天忍穗耳命

あめのおしほみのみこと

天穗日命

あめのほひのみこと

熊野久須毘命

くまのくすびのみこと

天津彦根命

あまつひこねのみこと

活津彦根命

いくつひこねのみこと

主神の一を「弁才天」として信仰された「嚴島神社」に於いては、三女神が本社の主神、五男神は客神社（まろうど）の祭神である。「八王子社」と「弁才天社」には祭神が同じ部分がある。神本神主が数ある神社の内から「八王子社」を選んだのはこのためである。

(2) 嚩島神社の祭神を弁才天とする庶民信仰について

（弁才天の祭神は、厳島神社の祭神の一と同じであること）

文献類を総合すると、「厳島神社を女性神とする考えはすでに平家時代からあり、天文五年（一五三六）大内義隆が朝鮮国王に遣わした書では当社の祭神を弁才天・多聞天としており、その他の文献でも当社の祭神を弁才天・多聞天ものがあり、ことに江戸時代には庶民の弁才天参りが盛んに行われた」とある。このことを、厳島神社の神職に尋ねたところ、「本社の祭神の三女神の一が弁才天として信仰された」とのことであった。

櫛ヶ浜神社の焼け残った棟先瓦の形が、厳島神社のものと一致していること、又前述の戸田の「宮島様」の例をみても、当地方の弁才天の祭神は、厳島神社から勧請したものであることがわかる。

(3) 引社の例（下松市大海町「後野社」）

大海町（本藩領末武下村の内）に「後野社」がある。その案内板（昭和五一五月総代古谷愛雄記）により、この社も「八王子社」同様長穂村から引社されたことがわかる。要旨を略記すると次の通りである。

「天保初期それまであった「神明社」（明和年間・一七

六四頃創建)は、「御根帳ニ無之ヲ以テ」廢社となつた。天保十五年廢社後当地に厄病・天災相次ぐにより里人神の再奉祀を念願した事に依て「種々ノ尽力ニ及び本郡長穂村ニ鎮座サレル後野大明神ヲ引社為ス」(花岡八幡宮資料)。明治維新「後野社」と改号した。

(4) 「八王子社」引社後の祭

「神本家文書—櫛ヶ浜八皇子神社御幸行列覚(弘化二年六月一二日)」により、引社直後の祭の様子がわかる。

御神幸の行列・巡幸路・神事などが詳細に記録されてい

るが、概略は前述の「神社記」のとおりであるので本文の

転記は省く。

(六) 「八王子神社」を「櫛ヶ浜神社」と改称

明治政府は、祭政一致の方針によつて元年三月神仏分離を布告し、四年には神宮以下諸社の社格をもうけ、官国幣社を指定し、府県郷社を定め、すべての神社を中央集権的に系列化して、神道國教化の政策をとつた。その過程で山王・祇園・弁才天・權現などの社名を、所の名を冠した神社に統一することを命じた。その方針に従つて「櫛ヶ浜神社」と改称された。

おわりに

櫛ヶ浜の東磯に「東のえびす社」(本文)跡がほぼ昔の

姿で残つていたが、最近忽然と姿を消した。浦町と本通りをつなぐ道路を作るためである。そのうちここに神社があつたなどとは誰も知らなくなるであろう。わが「櫛ヶ浜神社」も社殿焼失後建てられた鉄板葺の仮社殿も傷みが見えてきた。美しかった白壁も所々禿げてきた。旧暦六月一二日の祭にも昔ほどの賑やかさはない。昔の町並みもやたらと駐車場が目立つ。櫛ヶ浜の先人が遺したこの文化遺産を美しい姿で後世に伝えたいものである。

(平成二年一月一〇日例会発表)

会員通信

①

「続周南風土記」を発刊

この程本会会員小川宣氏が題記を発刊。これは昭和六年発刊の「周南風土記」の補足編ともいえる。今回は徳山ゆかりの人々現代篇である児玉源太郎、浅田栄次、回天の母お重さん、童謡のまどみちお、又ロンドンで亡くなつたという山崎隊士有福次郎についても集録されている。